

## 協働のまちづくりはなぜ必要か



少子高齢化の進展や子育て環境の変化、異常気象による災害の対応など、目まぐるしく変化する現代社会において、私たちの住むまちが、住みやすく魅力のあるまちであり続けるためには、さまざまな地域の課題を解決し、対応していく必要があります。

そのためには、市民の皆さんと多くの情報を共有しながら、市民もまちづくりの担い手の一人として、このまちを支え合う協働によるまちづくりを進めていくことが大切です。

市はこれまで、広報紙や地区懇談会、アンケート調査など、さまざまな機会や媒体を活用し、市民の皆さんと情報共有を行い、協働のまちづくりの基盤としてきました。

## 登別市まちづくり基本条例の施行



市は、平成15年6月、市民がまちづくりへ参画する仕組みや権利、市民・行政・議会のそれぞれの役割や責任を明文化することを目的に、公募により募った市民26人を委員として『登別市まちづくり基本条例検討委員会』を立ち上げました。

同検討委員会は、このまちに暮らす多くの市民が、市政に参画することができるまちづくりを目指して、数々の議論や検討を重ね、提言書を市長に提出しました。

市は、同検討委員会がまとめた提言書や基本条例（素案）を公表し、さらに多くの市民の皆さんから寄せられた意見などを参考に、平成17年12月、市民と行政の協働のまちづくりを推進する『登別市まちづくり基本条例』を施行しました。

登別市まちづくり基本条例は、市が定める最高規範であり、市が制定・改廃する全ての条例や規則などの規範となるものです。

また、同条例には、市民が主体の市民自治を推進させるための仕組みとして、『登別市市民自治推進委員会』の設置が定められ、市民と行政の協働のあり方などを協議する委員会として位置付けられました。

## 登別市まちづくり基本条例

『市民が主役のまちづくり』を進めるルール

## 市民自治推進委員会を結成



平成18年10月、市政全般にわたって協働のまちづくりを推進し、市民と行政を結ぶ重要な役割をもった組織として、まちづくりに強い思いをもつ70人により、市民自治推進委員会が結成されました。

## 協働のまちづくりを推進



当時の市民自治推進委員会では、市民自らがまちづくりに自由に参画することを基本姿勢として、『福祉のまちづくり条例』や『景観条例』などといった、まちづくりに関する条例策定への取り組みのほか、市立図書館やごみの排出などに対する提言、市が行っている事務事業への評価を行うなど、積極的に市政に参画してきました。

## 模索し続けた活動



さまざまな活動を行ってきた市民自治推進委員会でしたが、協働のまちづくりを進めるための大きな目標や具体的な手法をなかなか見いだすことができず、委員数も減少し、活動自体も停滞してしまいました。

市民自治推進委員会は、活動の低迷などの課題から、まちづくりなどの団

体において、活動の主軸となっていた人物を中心とした委員構成にするなど、課題解決に向けた主体的な取り組みが実行できる組織となるよう市民自治推進委員会のあり方について提言をまとめ、平成24年6月に全委員が退会し、新たな組織づくりを行政にゆだねました。

## 理想のまちづくりへ再始動



市は、新たな委員会の立ち上げを見据え、まちづくりに積極的な団体からの推薦や公募により決定した41人の市民で結成した『登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会』を平成26年3月に設置し、行政と強く連携しながら、10年間のまちづくりの設計書である『登別市総合計画・第3期基本計画』を平成28年3月に策定しました。

市民検討委員会の委員に、まちづくりの計画を策定するところから携わってもらおうことで、まちづくりへの理解を深めてもらうとともに、計画の策定にとどまらず、市民検討委員会を前身とした、実際に計画に基づくまちづくりに参画する新たな市民自治推進委員会を平成28年4月に始動しました。

現在は、委員が所属する組織や団体などと連携し、市民ができること、行政ができることを話し合いながら、協働のまちづくりに取り組んでいます。